

至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業（以下、「本事業」という。）は、至誠館大学（以下、大学）に在籍している児童養護施設等社会的養護関係施設を退所、あるいは里親家庭等を巣立った子ども（以下、退所児童）に対し相談支援や居場所づくりを行うことで、在学生活における悩みや生活面での不安を軽減させ、大学の中途退学未然防止、大学卒業を目標とした伴走支援を行うことを目的とする

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は大学とする。

2 大学は、本事業の一部を学外の機関・団体等（以下「法人」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 大学に在籍している退所児童、あるいは大学を退学、休学した退所児童を事業対象者とする。

(事業内容)

第4条 本事業では以下の取組を行う。

(1) 相談支援事業

大学の一室（以下、相談支援室）を利用し、退所児童より相談支援員が相談を受け、必要に応じた伴奏支援（支払い、各種手続き、アルバイト探し等への同行）を行う。

(2) 居場所づくり事業

具体的な相談がない場合においても相談支援室を開放し、娯楽等をして気軽に過ごせる場所として活用する。また、山口県内の退所児童との交流機会を設け、現状について互いに情報交換を行うことで、ピアカウンセリングとしての効果を上げる。

(職員の配置)

第5条 大学は本事業の実施にあたり以下の職員を配置する。

(1) 大学は、相談支援員を配置する。

(2) 大学は相談支援員との窓口として1名、担当者を配置する。

(設備)

第6条 本事業の実施にあたり、大学は次の設備を設けるものとする。

(1) 相談支援室「わかし」

(2) 退所児童が集まることができる娯楽用品等の備品

(3) その他事業を実施するために必要な設備

(事業の実施にあたっての留意事項)

第7条 本事業を実施するにあたり法人、大学は以下の点について留意する。

(1) 退所児童との信頼関係の構築に努めること。

(2) 大学、必要に応じて退所児童の出身施設や他の関係機関とも連携し効果的に支援が

できるよう努める。

(3) 退所児童の意向に配慮する。

(4) 相談支援室の開所日は毎月第2, 4木曜日の13:00～17:00とする。ただし、やむを得ない事情により対応が必要となった場合はこの限りではない。また、退所児童が利用しやすい時間帯や曜日等に必要に応じて開所日を変更するよう配慮する。

(5) 相談内容については記録を義務付けるとともに、守秘義務を課す。ただし、大学の教員及び退所児童の出身施設職員からの請求により、記録を開示することに関してはこの限りではない。

(6) 大学は相談実績について概要を毎月実績報告書としてまとめ、事業実施の翌月15日までに大学へ提出する。

(経費の補助)

第8条 大学は、予算の範囲内において法人が事業のために支出した費用については、「至誠館大学児童養護施設等退所者支援事業契約書」に定めるところにより補助するものとする。

(事務局)

第9条 本事業に関する事務は、学務課において処理する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

制 定 平成28年 6月 1日 (制定)

改 正 平成31年 4月 1日 (第1回改正)